

令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況（市長事務部局）

監査テーマ:子育て支援の充実に関する施策の財務事務の執行について

令和3年10月末現在

指摘結果	区分意見	報告書ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
1		34	こども未来課	時間外(延長)保育事業	短時間認定在籍児童数に関する施設からの毎月の実績報告人数の誤りについて	施設から報告があった毎月の平均児童数と年間の実績報告書の児童数に不一致があった。各施設からの報告人数が誤っていた場合、補助基準額に影響が生じるため、各項目の報告内容について周知を徹底し、毎月の報告でも確認を徹底するべきである。	令和3年度から、各施設からの毎月の報告内容と年間の実績報告書との突合により確認を行うこととした。 また、各施設へ補助金交付申請の留意事項として、毎月の報告書の内容に誤りがないよう、また、修正があった場合は差替えを提出するよう周知した。	措置済
2		35	こども未来課	時間外(延長)保育事業	短時間認定在籍児童数に関する施設からの毎月の実績報告人数の記入漏れについて	施設からの毎月の実績報告において、短時間認定在籍児童数の記入漏れがあった。各施設からの毎月の実績報告人数に誤りが生じると補助基準額の算定にも影響が生じる可能性があるため、毎月の報告でも確認を徹底し、報告漏れをなくすべきである。	令和3年度から、各施設からの毎月の報告内容と年間の実績報告書との突合により確認を行うこととした。 また、各施設へ毎月の報告書の様式を送付する際、記入漏れがないよう周知した。	措置済
	1	36	こども未来課	時間外(延長)保育事業	時間外(延長)保育事業に係るシステム導入について	帳票作成、実績報告等には、膨大な作業量があり、施設の事務負担となっており、手作業によるところが大きい。ため、帳票や実績報告に誤りが発生する可能性が高い。施設の事務を軽減し、所管課も適時に報告の確認ができるよう、システム導入を検討すべきである。	当事業に係るシステムの導入については、新たなシステム開発及び全ての施設へのシステム導入が必要となるため、費用対効果等の面から見送ることとし、内容確認作業を軽減するため、令和3年3月に実績報告書の添付書類に係る様式を追加、明示した。	措置済
4		40	こども未来課	一時預かり事業	一時預かり事業(一般型)の実績調査の利用児童数について	毎月の報告の利用児童数と年度末の補助金実績調査の利用児童数に差異が生じている施設があった。各施設に適切に補助金実績調査を作成・提出してもらうため、事業年度を通して、各施設に対して集計方法について周知を徹底し、所管課担当者においても確認すべきである。	令和3年度から、各施設からの毎月の報告内容と補助金実績調査との突合により確認を行うこととした。 また、各施設へ補助金交付申請の留意事項として、毎月の報告書の集計表にある利用児童数の合計を用いて算定するよう周知した。	措置済
7		43	こども未来課	一時預かり事業	一時預かり事業報告書(幼稚園型)の重複入力について	利用児童数について、振替休日分について平日・休日に重複して集計している施設があった。適切に実績調査を作成してもらうとともに、各施設の事務負担軽減に留意しつつ、事業年度を通して2月までの集計を事前実施するなど、事業実績報告書の確認が容易となるよう、準備すべきである。	令和2年度の毎月の実績報告書の様式を、平日・休日を重複して集計しないよう修正し、各施設に配布した。 また、令和3年度から、各施設からの毎月の報告内容を集計し、補助金実績調査との突合により確認を行うこととした。	措置済
	2	44	こども未来課	一時預かり事業	一時預かり事業に係るシステム導入について	帳票作成、実績報告等には、膨大な作業量があり、施設の事務負担となっており、手作業によるところが大きい。ため、帳票や実績報告に誤りが発生する可能性が高い。施設の事務を軽減し、所管課も適時に報告の確認ができるよう、システム導入を検討すべきである。	当事業に係るシステムの導入については、新たなシステム開発及び全ての施設へのシステム導入が必要となるため、費用対効果等の面から見送ることとし、内容確認作業を軽減するため、令和3年3月に実績報告書の添付書類に係る様式を追加、明示した。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
8		49	こども未来課	病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業の利用児童数の誤りについて	利用時に生活保護世帯及び非課税世帯か確認できず、利用料を受け取ったが、後日判明し、利用料を返還する等、実施施設において利用台帳の修正が行われ、実績調書の利用児童数と差異が生じている施設があった。年間の生活保護世帯・非課税世帯合計の利用児童数は補助基準額に影響することから、適切に実績調書を作成・提出してもらうとともに、事業年度を通じて集計方法の周知を徹底し、確認すべきである。	令和3年度から、各施設からの毎月の報告内容と年間の実績報告書との突合により確認を行うこととした。 また、各施設に対し、生活保護世帯及び非課税世帯の利用人数を入力する様式に変更した毎月の報告書を送付するとともに、報告内容に誤りがないよう、また、修正があった場合は差替えを提出するよう周知した。	措置済
	4	52	こども未来課	認可外保育施設助成事業	保育材料購入経費の明確化について	保育材料費助成事業において、児童に対する図書ではないため、保育士に対する補助教材である保育本は対象外としているが、交付要綱では明確でないため、「交付申請に係る提出書類及び注意事項」において明確にすべきである。	令和2年度から、「交付申請に係る提出書類及び注意事項」で、保育材料に直接結びつかない図書類として、保育本等が対象外であることを明確にし、施設に周知した。	措置済
	8	67	こども未来課	保育士修学資金貸付金事業	対象者選定に関する市の関与について	奨学金対象者の選考は大学が実施しているが、事業主体として真に事業の趣旨に合致している人物が適切に選考されているかについて事後的に検証する等により、選考の妥当性を確認するとともに、選考に積極的に関与する必要がある。 また、奨学金利用者への情報提供として、選考基準を制度説明パンフレット等に事前に明示することが望ましい。	令和2年度から、選考手続を見直し、市で選考を行い、貸与者を決定することとした。 また、令和3年度から、制度説明パンフレット等へ選考基準を明示した。	措置済
	10	71	こども未来課	保育補助者雇上強化事業	要綱の見直しについて	市の補助要綱では、補助要件として「勤務時間が週30時間以下である者」と規定しているが、国の要綱同様「原則として」といった文言を取り入れたほうがよい。	令和2年度から、補助要綱に規定されている補助要件に、「原則として」との文言を追加した。	措置済
	12	74	こども未来課	施設型等給付費支給事業	施設における防災備品調達の経済性確保について	施設型給付の加算項目として、災害対策に必要な備品の購入費を15万円まで補助する施設機能強化推進加算があるが、定価で購入している調達事例が見られた。施設に対して、経済的な調達活動を実施する旨の注意喚起を行う等して、施設型給付の一層の有効活用を行い得る制度運用を検討すべきである。	令和2年度から、加算申請の取扱要領に、留意事項として経済的な調達を行う旨の項目を追加した。	措置済
	16	80	子育て支援課	放課後子ども教室推進事業	評価指標について	市が評価指標としている実施地区数のみでは指標として不十分な側面があるため、教室の実施回数も含めた実施状況が反映される評価指標を設定することが望ましい。	令和2年3月策定の「第2期八戸市次世代育成支援行動計画 後期計画」において、ファミリー・サポート・センター事業を含めた個別の事業については指標は設けないこととされたが、今後、設定する場合は、活動状況の変化が反映されるよう、教室の実施回数等を指標とする。	措置済
	19	91	こども家庭相談室	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	委託料の支払い方法について	事業計画承認時に支払いを行っているが、委託業務をやり終えたかを確認してから完了払いとするのが本来の姿である。また、年2回払いにする等必ずしも契約時に全額支払う必要がない場合もある。契約履行より前に支払いが必要であれば契約の都度その理由を明らかにし決裁を得る必要がある。	令和2年度から、委託料の支払いを年1回払いから年2回払いに変更した。 また、令和3年度から、前払いとする理由を執行伺いに記載し決裁を得ることとした。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
22		92	こども家庭相談室	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	実績報告の検証について	県母連に委託している事業の件数が適正に算出されているか疑問がある。県母連への委託事業のうち件数の算出方法を把握し、それが実態に合ったものであるか検証する必要がある。	令和2年度委託契約の実績報告において、件数の算出方法の検証を行い、適正なものであることを確認した。	措置済
	19	93	こども家庭相談室	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	県母連への業務委託(随意契約)について	県母連に(一者)随意契約で業務委託を行っているが、同様のサービス提供可能な唯一の団体であるとする理由については疑問がある。公募や複数の事業者から見積を徴取する等も含め競争性の確保に努めるべきである。	一部事業を他事業者へ委託可能かどうか検討を行った結果、当事業は利用者個々の状況に応じ、相談から技術習得、就業までを一貫して支援できる体制をとる必要があることを再確認し、当市におけるひとり親家庭等のための就業支援や相談支援の実績がある唯一の団体であり、総合的な支援が可能な委託先は県母連のみであることから、今後も県母連との一者随意契約を継続することとした。	現状維持
	21	94	こども家庭相談室	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	県母連に対する業務委託料の負担について	県母連が参加した研修会の経費をセンター事業全体に関係するものとして評価し八戸市と青森県で折半して負担しているが、同事業を委託している青森市が負担すべき部分もある。市の負担割合が適正なのか再検討すべきである。	当該研修会については、県母連における相談対応や支援に係る知識習得に資するものであることから、その経費については相談対応・支援業務を委託している八戸市と青森県で負担するものであることを再確認した。なお、青森市は就業技能習得等の講習会・セミナー開催のみを委託し、相談対応・支援業務は直営で実施している。また、八戸市と青森県との負担割合は委託業務割合に応じて按分するものであり、令和2年度において当該研修会は中止となったが、次回、経費が発生した際は、実績報告において適正に按分されているか確認を行うこととした。	措置済
	24	99	こども家庭相談室	ひとり親家庭等日常生活支援事業	委託料の支払い方法について	事業計画承認時に支払いを行っているが、委託業務をやり終えたかを確認してから完了払いとするのが本来の姿である。また、年2回払いにする等必ずしも契約時に全額支払う必要がない場合もある。契約履行より前に支払いが必要であれば契約の都度その理由を明らかにし決裁を得る必要がある。	令和2年度から、委託料の支払いを年1回払いから年2回払いに変更した。また、令和3年度から、前払いとする理由を執行伺いに記載し決裁を得ることとした。	措置済
	25	99	こども家庭相談室	ひとり親家庭等日常生活支援事業	事業実績報告について	実績報告に記載されている件数は、一定の単価に予算作成時の時間を乗じた金額を元に算出されたものであるが、実際の件数の記載を求めるべきものと考えられる。	令和2年度委託契約の実績報告において、件数の算出方法の検証を行い、実績報告には実際の件数を記載し精算を行った。	措置済
	24	102	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費助成事業	返還金にかかる収納未済について	同等の経済状況でも返還を行っている市民は多くいる。平等性の観点からも、新たな収入未済者の発生を防ぐこと、状況によっては時効にかからない方策として少額でも返還を実行させることが必要になる。	令和2年度に、催告書での通知や電話、個別訪問により返還の実行を促す措置を行った。	措置済
	26	106	子育て支援課	ファミリー・サポート・センター事業	交付金の実績報告書に記載する対象経費の実支出額の誤りについて	市が国及び県に提出した実績報告書の記載に誤りがあった。実績報告書上の記載誤りを防止するため、別な者がチェックする等の確認体制を強化する必要がある。	令和2年度から、実績報告書に記載誤りがないよう、複数人による確認を徹底することとした。	措置済

指摘結果	区分意見	報告書ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
	25	106	子育て支援課	ファミリー・サポート・センター事業	成果指標の設定と実際に把握している指標の整合性について	市は運用上「利用者数」＝「会員数」としているが、厳密には異なるものであり、行動計画の指標を「会員数」へ変更することが望ましい。	令和2年3月策定の「第2期八戸市次世代育成支援行動計画 後期計画」において、ファミリー・サポート・センター事業を含めた個別の事業については指標を設けないこととされたが、今後、設定する場合は、「会員数」を指標とする。	措置済
	32	131	こども家庭相談室	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	違約金請求事務について	県から引き継いだ違約金の精査を速やかに行い、請求事務を進める必要がある。	令和2年度から、違約金のお知らせを発送し、違約金請求事務を開始した。今後は、定期的に違約金のお知らせの発行等を行い、違約金請求を行う。	措置済
	39	152	健康づくり推進課	不妊治療費助成事業	事業の周知について	子育て情報Webサイト「はちすく」には、妊娠、出産、子育てに関するお金のサポートに関する情報も掲載されているにもかかわらず、当事業について掲載されていない。 また、医療機関備付用のチラシについて、消化状況が把握されていないので、当事業の周知具合や次年度以降の備付用チラシの配布枚数の検討のためにも、チラシの消化状況を把握すべき。	令和2年度から、子育て情報Webサイト「はちすく」の春の更新時に「特定不妊治療費助成」のリンクを掲載した。 また、医療機関へチラシを配布する際に、周知状況把握のために残部数を確認し、各医療機関への配布枚数等を調整した。	措置済
	42	160	健康づくり推進課	不妊専門相談センター事業	相談日の設定について	設定した相談日の12回中、7回は相談予約がなく、うち5回が水曜日、2回が土曜日であり、この実績及び相談者は夫婦で訪れることが多いことを勘案すると、土曜開催のニーズが高いことが伺える。利用者のニーズに合わせた開催回数・曜日設定の検討を期待したい。	令和2年度に相談予約があった5回のうち、4回は水曜日、1回は土曜日であった。平日・休日どちらもニーズがあることから、同様に水曜日を8回、土曜日を4回として相談日を設定し、運営していく。	現状維持
	43	164	保健予防課	各種予防接種事業	ワクチン残高の差異分析について	ワクチン販売会社から報告される医療機関の残数と市で把握している残数に差異があることから、原因等を分析する必要がある。	令和3年4月末のワクチン残数について、ワクチン販売会社からの報告数と差異がある医療機関に対して在庫数の照会を行い、突合により確認及び原因の分析を行った。 分析の結果、ワクチン販売会社の聞き取り漏れや医療機関の記載誤りが主な原因であったことから、令和3年6月に、ワクチン販売業者に対して、在庫報告における留意事項として周知を行った。	措置済